

平成28年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成28年9月26日(月)午後2時00分

消防本部会議室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 欠席委員

5番 大井 栄一

5. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

次長補佐 落合 敦

農地係長 富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第3号 市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び180条の7の規定による協議についての一部改正について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地パトロールの結果について

三須清一会長 こんにちは。本日はお忙しいところ、委員さん方には総会に出席ご苦労さまです。

本日の農業委員会総会を傍聴したいとの申し出がありました。傍聴することを許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは傍聴者に入室していただきます。

(傍聴者、入室)

傍聴される方に申し上げます。農業委員会会議規則第 28 条により、会議場内において発言したり、議事の妨害となるような言動をしたりしないようお願いします。

ただ今から平成 28 年第 9 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 9 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

2 番 成島誠委員

3 番 大炊三枝子委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 3 号まで、合計 3 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」で、申請件数は 12 件です。新規が 2 件、再設定が 10 件、2 件が無償貸借で、その他は賃借権を設定するものです。

議案第 3 号は「市長と農業委員会との地方自治法第 180 条の 2 及び 180 条の 7 の規定による協議についての一部改正について」です。

以上で本日の議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお開きください。

議案第1号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判断について」。下記の農地を農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することについてこの会の意見を求めます。提出日平成28年9月26日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

所在地は江蔵地字中屋敷通地先、地目・畑一筆、面積は597m²です。气象台記念公園の北東約1.5kmに位置しています。昭和40年から市が普通財産として管理しており、この間農地としては利用されておられません。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 議案第1号について調査結果を報告いたします。

対象地は農業公共投資の対象となっていない農地であることから、第2種農地と判断しました。

現地を確認したところ対象地も長い間農地として利用されておらず、適正に農地として利用することは困難であることから、第1調査会では全員一致をもって農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第1号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(発言あり) いいですか。

三須清一会長 はい。

(発言あり) この江蔵地の土地は前に●●●について見たと思うんですが、●車を降りました●。

三須清一会長 はい。

(発言あり) ●この先含まれています●。

三須清一会長 決まりです。はい。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決します。農地法の規定に基づく許可を要しない土地と判断することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり判断するべきものと決定しました。

続いて、議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

なお、整理番号10については〇〇委員が利用権設定者となっております。〇〇委員には農業委員会会議規則第14条に基づき、議事参与の制限があります。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお開きください。

議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成28年9月26日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は4ページからとなります。新規の賃借権設定が整理番号1から2までの計2件、賃借権の再設定が整理番号3から12までの10件です。

整理番号1の設定農地は、〇〇〇地先の畑一筆、面積は1,284m²です。借受者は〇〇〇の農業者、貸付者は〇〇の方です。賃借料は年6,316円で、期間は6年間です。

整理番号2の設定農地は、〇〇字〇〇地先の田4筆、〇〇地先の田一筆及び〇〇〇地先の田一筆、合計面積は8,821m²です。借受者は株式会社山崎フロンティア農場で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たりその年のコシヒカリ一等米〇〇kg相当分のJA出荷価格で、期間は6年間です。

整理番号3の設定農地は、〇〇字〇〇地先の田一筆、〇〇字〇〇地先の田二筆、合計面積は8,656m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号4の設定農地は、〇〇〇字〇〇〇通地先の田二筆、合計面積は4,119m²です。借受者は整理番号3と同じで、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号5の設定農地は、〇〇〇の田二筆、合計面積は 3,397m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号6の設定農地は、〇〇〇〇字〇〇の田一筆、面積は 2,830m²です。借受者は整理番号5と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米真真〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号7の設定農地は、〇〇〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は 1,563m²です。借受者は整理番号5と同じで、貸付者は〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は3年間です。

整理番号8の設定農地は、〇〇字〇〇〇〇の田二筆、合計面積は 1,614m²です。借受者は整理番号5と同じで、貸付者は〇〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は3年間です。

整理番号9の設定農地は、〇〇字〇〇の田一筆、面積は 927m²です。借受者は整理番号5と同じで、貸付者は真〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たり〇万円で、期間は6年間です。

整理番号10の設定農地は、〇〇字〇〇地先の田一筆及び〇〇字〇〇〇地先の田一筆、合計面積は 4,183m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者は〇〇〇の方です。賃借料は 10 アール当たりコシヒカリー等米〇〇kg で、期間は6年間です。

整理番号11の設定農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の畑一筆、面積は 1,560m²です。借受者は〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は無償で、期間は3年間です。

整理番号12の設定農地は、〇〇〇地先の畑二筆、面積は 3,146m²です。借受者は整理番号1と同じで、貸付者は〇〇の方です。賃借料は無償で、期間は3年間です。

以上です。

三須清一会長 続いて、根本調査会長から調査結果の報告をお願いします。

根本博調査会長 報告します。

整理番号1及び12の借受者の経営面積は借受地が約 0.54 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 341 日、妻が 340 日です。トラクターを初め、農業機械を保有しています。

整理番号2の借受者の経営面積は借受地を含め、約 8.13 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 280 日、社員3名が 250 日、社員1名が 200 日です。トラクター3台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3及び4の借受者の経営面積は借受地を含め、約 2.35 ヘクタールです。農業

従事日数は本人が年間 200 日、妻が 150 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 5 から 9 までの借受者の経営面積は借受地を含め、約 6.7 ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間 250 日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 10 の借受者の経営面積は借受地を含め、約 15.3 ヘクタールです。農業従事日数は本人、妻及び子がそれぞれ年間 280 日、子の妻が 80 日です。トラクター 5 台を初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号 11 の借受者は「青年等就農計画認定者」で、経営面積は借受地が約 0.4 ヘクタールです。農業従事日数は年間 200 日です。トラクターを借り受けています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第 1 調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから整理番号 1 から 12 までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第 2 号の整理番号 1 から 9 及び 11 及び 12 に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 再開いたします。

ほかにごいませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第 2 号の整理番号 1 から 9 及び 11 及び 12 を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 2 号の整理番号 1 から 9 及び 11 及び 12 は原案どおり決定することにしました。

続いて、議案第 2 号の整理番号 10 に対する質疑に入ります。

〇〇委員には先ほど申しましたとおり議事参与の制限がありますので退室していただきます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

(〇〇委員、退室)

議案第2号整理番号10に対して質問はございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

続いて、議案第2号の整理番号10を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号の整理番号10は原案どおり決定することとしました。

根本調査会長は自席にお戻りください。

〇〇委員には自席に戻っていただきます。

(〇〇委員が自席に戻ったことを確認)

続いて、議案第3号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び180条の7の規定による協議の一部改正について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページを開いてください。

「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び180条の7の規定による協議についての一部改正について」。この会の意見を求めます。提出日平成28年9月26日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

別紙資料をご用意ください。

資料の対照表のとおり太字及び下線部を改正するものです。具体的には、第1条の2号は権限移譲を受けているため削除するものです。(3)(4)は農地法が改正され、農地法4条第3項の後に新たに4項、5項、6項の項目が追加され、従前の4条4項の内容はそのまま4条7項に変更され、4条5項の内容もそのまま4条8項に変更されたものです。

ちなみに、7項は「農地法4条1項の許可に条件を付けられる」という内容のもので、8項は「農地を農地以外のものにする場合に国または県と知事等との協議が成立することをもって許可があったものとみなす」という条文であります。

裏面については文書法規担当と相談し、記載のとおり条文を整理したものです。

説明は以上です。

三須清一会長 これより議案第3号に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手

をお願いします。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決します。原案どおり改正することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり改正することとしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。議案書の9ページをお開きください。報告は第1号から第4号までとなります。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計3件受理しました。転用目的・事由は有料老人ホームを整備するものが1件、宅地を整備するものが2件です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計4件受理しました。転用目的・事由は駐車場とするものが1件、宅地を整備するものが3件です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は農地法第18条の規定による農地の貸借を解除する届出が提出されましたので報告いたします。解約の事由は借受者の体調不良によるものです。

次に、報告第4号は7月から8月にかけて行った農地パトロールの結果がまとまりましたので報告するものです。

別紙資料をご用意ください。農地パトロールにつきましては富塚係長から説明いたします。

富塚隆則農地係長 それでは私のほうからご説明させていただきたいと思います。皆様のお手元にあります別紙1は、7月と8月の二日ずつ、計4日間、農業委員と推進委員とともにを行いました農地パトロールにおいて遊休農地であろうと確認した農地の一覧でございます。こちらに載っております農地の今後の対応といたしましては、利用意向調査を行います。前にもご説明させていただきましたが、農地として活用されておられません

どうされますかと、分かりやすく言えばそういった調査です。中間管理事業の利用に移行する、もしくは中間管理事業にあっせんを希望する、自ら耕作する、そういった選択肢から選んでいただきます。その意向に沿ったかたちで対応をしていくという予定になっております。そして、この利用意向調査をうちのほうから出した日から6か月後に再度現地を調査いたします。その結果、自ら耕作するという意向を示しておきながら、または回答がない方もいると思うんですが、そういった中で耕作されていないものにつきましては、農地法上、中間管理事業に協議するよう勧告するというかたちになっております。

こちらに載せている農地で無回答だったものや自ら耕作するという意向があったものにつきましては、再度調査をして状況を確認することになっております。その際にはまた皆様にご協力をいただくことがあるかと思いますが、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

三須清一会長 ご苦労さまです。

報告第1号から第4号まで、何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成28年第9回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人